

## プロバイダ責任制限法

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板関係者などに削除を要請できます。

また、権利を侵害する情報を発信した者の情報開示請求ができます。  
違反した場合は罰則があります。

## 戸籍法が一部改正されました

福山市では住民票の写し、戸籍の証明の請求の際に、不正取得を防ぎ、個人情報を保護するために「本人確認」の提出をお願いしてきましたが、戸籍法の改正により2008年5月から、「本人確認」と「委任状」が法律で義務付けられました。

重大な犯罪行為である不正請求に対する罰則規定も強化されています。

## 福山市個人情報保護条例(抜粋)

第1条—— この条例は、個人情報に関する市民の権利を保障するとともに、市、市民及び民間事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを目的とする。

第3条—— 市は、個人の基本的人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内に事務所又は事業所を有する民間事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4条—— 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

第5条—— 民間事業者(市民の個人情報を保有し、又は利用するものに限る。以下同じ。)は、その事業活動の実施に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

## プロバイダ責任制限法については

- ・総務省電気通信消費者相談センター  
([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/top/madoguchi/tushin\\_madoguchi.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/madoguchi/tushin_madoguchi.html))
- ・削除要請の様式等については、(社)テレコムサービス協会(<http://www.telesa.or.jp>)のホームページにガイドラインが示されています。
- ・発信者情報の開示については、各プロバイダ事業者へ直接確認ください。

## 相談窓口

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ○戸籍・住民票などの申請相談<br>市民課 (928-1058) | ○法律相談<br>消費生活センター (928-1188)                      |
|                                  | ○人権相談<br>人権推進課 (928-1005)<br>広島法務局福山支局 (923-0100) |

お問い合わせ

## 福山市 人権推進課

TEL 084-928-1005

FAX 084-928-1229

発行 2009年(平成21年)3月

E-mail [jinken-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:jinken-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp)